

平成 26 年分 所得税の改正のあらまし(抜粋) その 1

平成 26 年分の所得税改正のあらましを抜粋で集めました。(全 2 回)
確定申告時の参考にしてください。

【平成 26 年分所得税の主な改正事項】

① 金融証券税制の改正

発行法人から与えられた株式を取得する権利の譲渡による収入金額(所得税法 第 41 条の 2)に関する規定が創設されました。

その内容は、次のとおりです。

居住者が新株予約権等(注 1)を発行法人から与えられた場合において、当該居住者等が当該権利をその発行法人に譲渡したときは、当該譲渡の対価の額から当該権利の取得価額を控除した金額を収入とみなして課税されます。

(注 1) 株式を無償又は有利な価額により取得することができる一定の権利で、当該権利を行使したならば経済的な利益が生じるもの。

《適用関係》

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日以後に行う新株予約権等の譲渡について適用されます。

② 事業所得等関係の改正

イ **生産性向上設備等**を取得した場合の**特別償却又は所得税の特別控除**(租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて 第 10 条の 5 の 5)が創設されました。

その内容は、次のとおりです。

青色申告書を提出する個人が、産業競争力強化法の施行の日(平成 26 年 1 月 20 日)から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、生産等設備を構成する機械装置等で、同法に規定する生産性向上設備等に該当するもののうち一定の規模以上のもの(以下「特定生産性向上設備等」といいます。)の取得等をして、その特定生産性向上設備等を国内にあるその個人の事業の用に供した場合には、その取得価額の 100 分の 50(注 2)の特別償却とその取得価額の 100 分の 4(注 3)相当額の税額控除(注 4)との選択適用ができるようになりました。

(注2)建物及び構築物については、100分の25。

(注3)建物及び構築物については、100分の2。

(注4)その年分の事業所得の金額に係る所得税額の100分の20相当額を限度。

なお、平成26年1月20日から平成28年3月31日までの間に、取得等をし、国内にあるその個人の事業の用に供した、特定生産性向上設備等については、上記にかかわらず、その普通償却額との合計で**その取得価額までの特別償却**とその取得価額の100分の5(注5)相当額の税額控除との選択適用ができるようになりました。

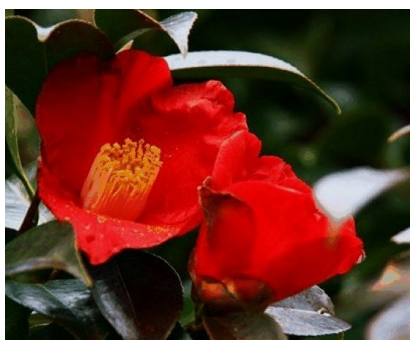
(注5)建物及び構築物については、100分の25。

□ 中小企業者が機械等を取付した場合の特別償却又は所得税額の特別控除(租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて 第10条の3)について、適用期限が平成29年3月31日まで延長されました。

青色申告書を提出する個人が、産業競争力強化法の施行の日(平成26年1月20日)から平成29年3月31日までの間に取得等をした特定機械装置等のうちイの特定生産性向上設備等に該当するものについては、その普通償却額との合計で**その取得価額までの特別償却**とその取得価額の100分の10相当額の税額控除(注6)との選択適用ができるようになりました。

(注6)その年分の事業所得の金額に係る所得税額の100分の20相当額を限度。

なお、税額控除における控除限度超過額は、1年間の繰越しができることとされました。



③ その他の改正

イ **免責許可等により債務免除を受けた場合の利益の総収入金額不算入**（所得税法第 44 条の 2）に関する規定が創設されました。

その内容は、次のとおりです。

個人が、破産法の規定する免責許可の決定又は再生計画認可の決定があった場合その他資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合にその有する債務の免除を受けたときは、その免除による受ける経済的な利益の価額については、その者の各種所得の計算上、総収入金額に算入しないこととされました。

ただし、当該経済的な利益の価額のうち、次に掲げる金額に相当する部分については、この規定は適用されません。

- ・当該免除を受けた年において、当該経済的な利益の価額がないものとして当該債務を生じた業務に係る事業所得等の金額を計算した場合に当該事業所得等の金額の計算上生じた損失の金額
- ・当該免除を受けた年において、この特例の適用がないものとして総所得金額等を計算した場合に、当該総所得金額等から純損失の繰越控除により控除すべきこととなる金額

《適用関係》

この改正は、平成 26 年分以後の所得税について適用されます。

ロ **債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例**（租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて 第 28 条の 2 の 2）が創設されました。

その内容は、割愛します。

《適用関係》

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日以後に債務処理計画に基づき債務の免除を受ける場合について適用されます。

ハ 譲渡損失の他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することができない生活に通常必要でない資産の範囲に、主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産（**ゴルフ会員権等**）が追加されました。（所得税法施行令 第 178 条第 1 項第 2 項）

《適用関係》

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日以後の資産の譲渡等により生ずる損失の金額及び同日以後の災害等により生ずる損失の金額について適用されます。

- ニ **雑損控除**(所得税法 第 72 条)の対象となる資産の損失金額について、その資産が家屋等の使用又は期間の経過により減価するものである場合には、その資産の損失が生じた時の直前におけるその資産の価額を基礎として計算する方法のほか、その資産の取得価額から減価償却費累計額相当額(注 7)を控除した金額を基礎として計算する方法が追加されました。(所得税法施行令 第 206 条)

(注 7)「減価償却費累計額相当額」とは、その取得から譲渡までの間に業務の用に供されていた期間のない資産の場合には、その資産の耐用年数の 1.5 倍の年数に対応する旧定額法の償却率により求めた 1 年当たりの減価償却費相当額にその資産の取得から譲渡までの期間の年数を乗じて計算した金額をいいます。

- ホ 次の給付金については、所得税を課さないこととされました。(租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて 第 41 条の 8)

- ・住民基本台帳に記録されている者のうち平成 26 年度分の市町村民税が課されていないもの等に対して市町村又は特別区から給付される一定の給付金(臨時福祉給付金)
- ・児童手当法による児童手当の支給を受ける者等に対して市町村又は特別区から給付される給付金(子育て世帯臨時特例給付金)

- ヘ 災害により被害を受けた者の所得税の減免の申請を期限後申告、修正申告又は更正の請求により行うことができることとされました。(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令 第 2 条)